

2011年12月第41回

## 外商投資性公司の中国での再投資方法について明確化



### 背景

商務部と国家外貨管理局は、2011年12月8日に商資函[2011]1078号(以下、「1078号通知」と略称)を公布し、外商投資性公司による中国国内における再投資に関する問題についてより一層明確にした。

1078号の主な内容及びKPMG中国が行った検討結果は以下の通りである。

#### このアラートで検討している法規

- 商務部、外貨局の外商投資性公司に関する管理措置の一層の改善についての通知(商資函[2011]1078号)

## 1. 外商投資性公司は、中国国内で獲得した人民元の合法的な所得を使って登録資本金を増加した後でなければ、国内企業に再投資出来ないか？

国家外貨管理局は、2011年3月29日に匯資函[2011]7号(以下、「7号通知」と略称)を公布した。7号通知によれば、外商投資性公司は、国内企業に再投資する前に、中国国内で獲得した人民元の合法的な所得を使って増資を行わなければならないと規定している。具体的な内容に関しては、チャイナアラート2011年第21回を参照のこと。

ところで、1078号通知は、外商投資性公司にもう一つの再投資方式を提示している。1078号通知によれば、外商投資性公司は、中国国内で獲得した人民元利益、投資の先行回収、清算、持分譲渡、減資の際の人民元の合法的な所得を、所管地の外貨管理局の認可を経た後、直接に国内投資することができると規定している。

## 2. 外国投資者は、中国国内で獲得した人民元の合法的な所得を国内企業に再投資した場合、如何に処理すべきか？

1078号通知では、外国投資者が上述の合法的な所得を投資性公司へ登録資本として出資(或いは増資)後、国内投資を行うことも可能であることを再度明確にした。これは、商務部令[2006]第3号及び7号通知の関連規定と整合している。同時に、注意しなければならないのは、外商投資性公司が、税引き後利益を国内企業に再投資する場合、依然としてまず税引き後利益で増資を行わなければならないことである。

## 3. 外商投資性公司は、国内借入金で国内企業へ再投資できるか？

1078号通知では、外国投資性公司の国内借入金で国内企業への再投資をしてはならないことを再度明確にした。以前、中國人民銀行が公布した「貸付通則」において、既に「借入金で持分投資をしてはならない」と規定されていた。

## 4. 外商投資性公司が直接、国内企業へ再投資する際の審査プロセス及び必要となる資料はどの様なものか？

1078号通知では、外商投資性公司が国内投資の認定手続を申請する際に、外貨管理部門に以下の資料を提供しなければならないと規定している。

- 申請書類
- 外商投資性公司の外貨登録ICカード
- 商務主管部門による外商投資性公司の国内投資についての批准書
- 人民元の資金源泉の証明資料は、外商投資企業の外国投資者の所得利益、投資の先行回収、清算、持分譲渡、減資所得を国内に再投資(増資)する場合の提出資料である(即ち、外貨管理局により交付された外国投資者が人民元利益等の国内の合法的所得を再投資する際の資本項目の外貨業務批准資料と、これに関連する納税証明)。
- 直近1期の駿資報告書と財務監査報告書(関連する外貨收支状況表の審査報告を添付する)

外商投資性公司は、上記資料の所管の外貨管理局の審査を経て、認可資料が交付された後、対応する人民元資金を直接に被投資企業へ払込することができる。或いは、まず外商投資性

公司へ振り込んだ後、被投資企業へ払い込むこともできる。

## 5. 1078号通知中のその他の規定

1078号通知では、各級商務主管部門に外商投資性公司の審査統計情報の管理を強化すべきことを要請している。

### KPMG中国の所見

一般的には、外商投資性公司が国内企業に再投資する資金の源泉は、以下の4種類があると考えられる。

- 登録資本金(税引き後利益による増資部分を含む)
- 国内子会社からの投資収益
- 国内外の借入金 及び
- 税引き後利益(未増資部分)

そのうち、国内の合法的所得には、中国国内で獲得した人民元利益、減資、清算、撤退、持分譲渡、投資の先行回収或いはその他合法的な国内所得等が含まれる。

7号通知が公布される前は、外商投資性公司が国内の合法的資金で再投資を行う際に、まず増資を行わなければならないことを明確に規定した法規はなかった。しかし、7号通知が公布された後、外商投資性公司は、その登録資本金を増加する方式のみが、国内の合法的な所得を国内企業へ再投資できる方式のように読める。同時に、これは外商投資性公司が税引き後利益によってその登録資本金を増加させ、その外国投資者の源泉所得税に影響を与え、外国投資者の投資原価を増加させる結果になった。

しかし、1078号通知の公布により、この問題は解決された。1078号通知では、その登録資本金を利用する以外に、外商投資性公司は中国国内で獲得した人民元の合法的な所得を所管の外貨管理局の認可を受けた後、増資を行わなくても直接に国内に投資できると明確にし、同時に、関連する手続を簡略化した。また、1078号通知は、外商投資性公司の国内借入金で国内への再投資は行ってはならないと強調している。しかし、特に指摘しなければならない点は、増資をしない再投資方式は、外商投資性公司の自身の税引き後利益には適用しない。すなわち、外商投資性公司は、自身の税引き後利益をその投資企業へ再投資する際には、依然として、まずその海外投資者へ配当を行い、かつ外商投資性公司的増資を行わなければならないという点である。

1078号文の公布は、外商投資性公司の持分モデルを採用している、或いは採用しようとしている外国投資者にとっては疑い様もなく良いニュースと言えるだろう。